

# 令和6年度 受託業務等に係る人件費単価規定

(官公庁・行政機関向け)

株式会社カンテック  
2024年3月1日 制定

官公庁・行政機関からの受託業務等における人件費単価については、職務区分に応じて以下の基準を上限に計算するものとする。

人件費単価基準(単位:円、税抜き)

| 職種区分        | 金額(1時間) |
|-------------|---------|
| 取締役・執行役員級以上 | 10,000  |
| 部長・次長級以上    | 7,500   |
| 課長級以上       | 6,000   |
| 係長級以上       | 5,000   |
| 主任級以上       | 4,500   |
| その他         | 4,000   |

・上記人件費に含まれない費用(旅費、物品費、その他受託業務等の実施に必要な経費)および一般管理費につきましては、別途計算する。

以上